

一般職の職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年7月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第47号

一般職の職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則

一般職の職員等の旅費支給規則（昭和28年岩手県規則第38号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後				
別表第1（第6条、第8条関係）				別表第1（第6条、第8条関係）				
[略]				[略]				
[略]				[略]				
[略]	氏名	受領印		[略]	宿泊場所確認印		受領印	[略]
	[略]				宿泊施設	配偶者宅等		
[略]				[略]				
備考1 [略]				備考1 [略]				
2 [略]				2 宿泊を伴う旅行の場合は、実際の宿泊場所の区分について宿泊場所確認印欄に押印することにより申し出ること。				
3 [略]				3 [略]				
4 [略]				4 [略]				
5 [略]				5 [略]				
[略]				[略]				
別表第3（第6条、第8条関係）				別表第3（第6条、第8条関係）				
[略]				[略]				
[略]				[略]				
[略]	氏名	受領印		[略]	宿泊場所確認印		受領印	[略]
	[略]				宿泊施設	配偶者宅等		
[略]				[略]				
備考1 [略]				備考1 [略]				
2 [略]				2 宿泊を伴う旅行の場合は、実際の宿泊場所の区分について宿泊場所確認印欄に押印することにより申				

<u>2</u> [略] <u>3</u> [略] [略]	<u>し出ること。</u> <u>3</u> [略] <u>4</u> [略] [略]
-------------------------------------	------------------------------------------------------

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この規則は、平成23年7月4日から施行する。
- 2 この規則による改正前の一般職の職員等の旅費支給規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。